

# 兵庫県立森林大学校管理細則

## (目的)

第1条 この細則は、兵庫県立森林大学校管理規則(平成28年兵庫県規則第38号。以下「規則」という。)第21条の規定に基づき、規則に定めるもののほか兵庫県立森林大学校の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (授業等)

第2条 大学校長は、規則第3条の規定による授業科目及び時間数について、年次ごとに教育計画を作成して定めるものとする。

## (除籍)

第3条 大学校長は、学生が次の各号のいずれかに該当するときは、除籍することができる。

- (1) 死亡又は行方不明となったとき。
- (2) 所定の在学期間を超えたとき。(在学期間は、所定の教育年限の2倍を限度とする。)
- (3) 休学者が所定の期間を超えたとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、大学校長が特に必要と認めたとき。

## (授業時間の単位数への換算)

第4条 第2条の教育計画で定める授業科目を単位数に換算する場合には、次の基準により計算する。

- (1) 講義・演習については、15単位時間をもって1単位とする。
- (2) 実習については、30単位時間をもって1単位とする。

## (成績評価)

第5条 大学校長は、次により講義・演習の考査、評価をするものとする。

- (1) 第2条の教育計画に定める各授業科目の単位時間数の3分の2以上を履修した学生に対し考査を受けさせるものとする。
- (2) 次条第1項で掲げる理由により第1項の考査を受けることができない学生に対して、追考査を受けさせることができる。
- (3) 考査は試験、論文及び報告書等により行う。
- (4) 考査の成績は、次の基準により評価するものとする。

90点以上	秀
90点未満80点以上	優
80点未満60点以上	良

60点未満50点以上 可  
50点未満 不可

- (5) 不可となった学生に対し、必要と認めた場合は1回に限り再考査を受けさせることができる。ただし、再考査に合格した者の評価点は50点とみなす。
- (6) 履修時間不足及び不受験の科目は不可とする。
- 2 実習の評価は、第2条の教育計画に定める各授業科目の単位時間数の3分の2以上を履修した学生に対し行うものとし、実習意欲、実習態度、実習報告、実習成果等の総合評価が50点以上ものについて、秀、優、良、可の順に評価するものとする。
- 3 遅刻、早退は3回を1時限の欠席とみなす。ただし、1時限につき30分以上の遅刻、早退は欠席とみなす。

(公欠の取り扱い)

第5条の2 欠席のうち、次の場合は公欠扱いとし、授業に出席したものとみなす。

- (1) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定に基づき、学校保健安全法施行規則（文部省令第18号）第18条で規定する感染症にかかっている、かかっている疑いがある、又はかかる恐れがあるとして、学校長が出席停止を命じたとき。
  - (2) 大学校長が認める大学校以外の機関が行う各種試験、研究発表会、体育競技等の行事に参加するとき。
  - (3) 大学校長が認める就職試験、大学編入学試験等を受験するとき。
  - (4) 親族の喪
  - (5) その他大学校長が認める場合
- 2 前項の理由による欠席に際しては、別に定める規定に従い、大学校長あて欠席届を提出するものとする。なお、届出の内容に疑義がある場合、大学校長は届出の受理を保留するとともに、届出を提出した学生に対し、届出の内容について報告及び補正を求めることができるものとする。
- 3 前項の届出に基づき、大学校長が公欠と認めた場合であっても、次の場合は公欠の認定を取り消す。
- (1) 第1項第2号及び第3項の各種試験等が中止されたとき、又は各種試験等の受験等をしなかったとき。
  - (2) 虚偽の届出であると認められたとき

(大学、短期大学等で履修した授業科目の取り扱い)

第6条 大学、短期大学等で履修した科目のうち、大学校長が特に認めた場合は、該当する科目を履修したものとして認定することができる。

- 2 履修認定を認める科目は、教養科目、専門科目とする。
- 3 認定を希望する学生は、履修した科目を証明する書類を添付し、「大学、短期大学等における履修科目認定申請書」を校長に提出しなければならない。

- 4 認定する授業科目数は、教養科目及び専門科目の卒業必要単位数の1／2以内とし、大学校長は「大学、短期大学等における履修科目認定許可書」を交付する。
- 5 認定された授業科目は、学籍簿に記入し、保管するものとする。

(課程修了及び卒業の認定)

第7条 大学校長は、規則第13条の規定に基づく課程修了及び卒業の認定にあたっては、次により行うものとする。

- (1) 第2条の規定に基づき定められたすべての授業科目を修得させることを原則とし、第5条に規定する成績評価に基づき行うものとする。
  - (2) 第1学年終了時において、1学年時修得単位時間数の90パーセント未満の者については、修得不足に至った修学状況等を検討した上で、退学等の勧告を行うことができるものとする。
  - (3) 第1号の規定にかかわらず、次のすべてを満たす者については、卒業を認める。
    - ア 卒業研究及び学外就業体験について合格点を付与された者
    - イ 第1号の修得単位時間数の90パーセント以上を修得した者
    - ウ 別表で定める科目群ごとの修得単位時間数の75パーセント以上を修得した者  
(ただし、科目群ごとの修得単位時間数の25パーセントが30単位時間未満の場合は、修得必要単位時間数から30単位時間を引いた以上を修得した者)
- 2 規則第13条の規定に基づき卒業の認定を受けた者は、専門士（森林林業専門課程）と称することができる。

(留年)

第8条 大学校長は、前条の規定に基づく課程修了又は卒業の認定がしがたい学生に対しては、卒業の延期又は留年させることができる。

ただし、卒業を延期した場合、次年度に授業科目の修得により第7条第3号の要件を満たした時点で第6条にもとづく卒業の認定を行うことができるものとする。

(学期)

第9条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(授業時間)

第10条 授業時間は次のとおりとする。

1時限	9：00～10：30	(2単位時間)
2時限	10：40～12：10	(2単位時間)
3時限	13：10～14：40	(2単位時間)
4時限	14：50～16：20	(2単位時間)

2 授業計画の編成等で必要がある場合は、前項の規定に加え、次の時間に授業を実施する。

5時限      16：30～17：15      （1単位時間）

（その他）

第11条 この細則に定めるもののほか、必要な事項については大学校長が別に定める。

附 則 この細則は、平成29年4月1日から施行する。

この細則は、平成31年2月28日から施行する。

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

科目群	科目	修得必要 単位時間数
一般教養	英語、情報処理、数学、生物、物理・化学、社会・経済、法律、保健体育、救急救命	360
森林生態	樹木、森林生態、森林機能保全、造林、樹木医、森林土壌・森林地質、森林保護	300
森林計画	森林計測、森林情報、森林計画	210
森林土木	測量、作業道作設	120
林業機械	林業機械、林業架線、素材生産総合	642
林産	木材物理、木材加工、木造建築・木材利用、里山資源利用	150
経済・法律・施策	森林林業概論、森林政策、森林経営、木材流通、森林会計	150
環境教育等	森林環境、造園、野生鳥獣被害対策	210
実習・学外訓練	演習林実習、体験実習、特別講座、海外研修、学外就業体験、卒業研究	570
計		2,712

（注）表中に記載のない科目であっても、大学校長が認める場合は、第7条第1項で規定する課程修了及び卒業の認定の対象となる科目を履修したものとして、必要修得単位時間数の対象に振り替えることができるものとする。その場合、当該科目がどの科目群に属するかは、大学校長が行う。